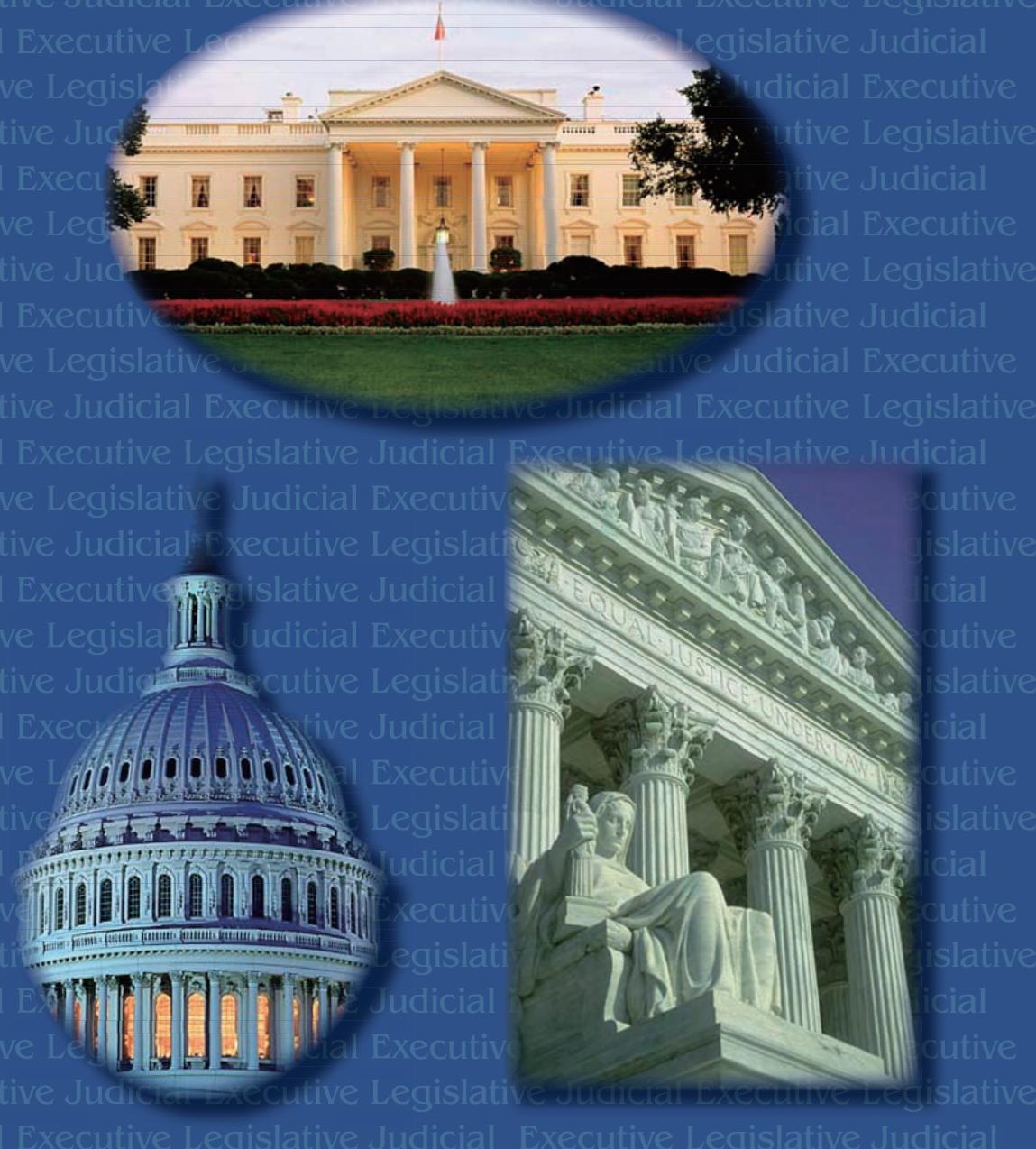


ABOUT

AMERICA

米国の統治の仕組み



米国大使館のウェブサイト

米 国 大 使 館 : <http://japan.usembassy.gov.tj-main.html>

American View : <http://japan.usembassy.gov/american-view.html>

レファレンス資料室 : <http://japan.usembassy.gov/j/ircj-main.html>

アメリカ早分かり : <http://aboutusa.japan.usembassy.gov/>

本号の日本語文書は参考のための仮翻訳で、正文は英文です。

編集・発行：米国大使館レファレンス資料室（2009年8月）

For Braddock Communications:

PUBLISHER: JASON L. STERN

WRITER EDITOR: PAUL A. ARNOLD

For the Bureau of International
Information Programs:

EXECUTIVE EDITOR: GEORGE CLACK

EDITOR: PAUL MALAMUD

DESIGNER: CHLOE ELLIS

PHOTO RESEARCH: MAGGIE SLIKER

Cover: Bottom left: The dome of the U.S. Capitol building, Washington, D.C., headquarters of the Legislative Branch of the U.S. government. Top: The White House, headquarters of the federal executive. Bottom right: The Supreme Court building, headquarters of the federal judiciary.

Credits from top to bottom are separated by dashes, left to right by semicolons. All photos are AP/Wide World unless otherwise noted. Cover: PictureQuest RF—Garry Black /Masterfile; Catherine Gehm. Page 3: Michael Ventura/Folio, Inc. 4: National Archive Records Administration (3). 7: © Jim West/The Image Works. 8: © Bob Daemmrich/The Image Works. 9: Roy Ooms/Masterfile. 13: Win McNamee/Getty Images. 24: top, © 2003 Bob Daemmrich/The Image Works. 26: Garry Black/Masterfile. 27: David Mendelsohn/Masterfile.

米国について

米国の統治の仕組み

目次

米国の中央政府、州政府、地方政府の概要	3
米国の統治制度がどう運用されているかを理解する	3
合衆国憲法の役割	4
連邦・州・地方政府の相互関係	5
米国の政治制度と他の民主主義政府の類似点と相違点	7
連邦政府	9
立法府	9
法案が法律になるまで	9
上院（Senate）	12
下院（House of Representatives）	12
行政政府	13
行政政府の省庁	14
司法府	17
図：抑制と均衡	20
州政府	21
州政府の組織構成	22
州政府の権限と責任	22
地方政府	25
地方政府の組織構成	25
選挙とその手続き	28
公共政策に影響を及ぼす民間の組織や機関	29
メディア	29
特別利益団体／非政府組織（NGO）	30

公共政策研究機関	30
業界団体	30
労働組合	30
個人や民間企業	32
州・地方政府の団体	32
政党	33
外国政府と多国間組織	33
図：米国における政府の財源	34
用語集	35

謝辞

本版は、プロクター・アンド・ギャンブル社およびカールソン・ワゴンリー・トラベル社によって実現しました。

本版作成にあたって、プロクター・アンド・ギャンブル社のジェーン・フォーセット＝フーバー氏とキャロリン・L・ブレーム氏から激励と洞察と助言をいただいたことに対し、特に謝意を表明したいと思います。

また、様々な情報や支援を頂いた下記の方々に、厚くお礼を申し上げます。

ダグラス・K・バリー教育学博士 米国商務省・商業促進サービス局 (U.S. Commercial Service)

キャロル・A・ボノサロ (Carol A. Bonosaro) 氏 Senior Executives Association

ジャック・ビューカナー (Jack Buechner) 氏 プレジデンシャル・クラスルーム、U.S. Association of Former Members of Congress

ドナルド・A・リッチー氏 米国上院歴史局 (U.S. Senate Historical Office)

ポール・ランドクイスト (Paul Rundquist) 氏 元 米国議会図書館・議会調査局

ビンセント・T・ティツィオ (Vincent T. Tizzio) 氏 アメリカン・インターナショナル・グループ

アンドリュー・R・ウスチャー (Andrew R. Uscher) 博士 Senior Executives Association

デイビッド・K・ボイト氏 米国中小企業局

米国の中政府、州政府、地方政府の概要



首都ワシントンにある国立公文書館のロタンダ（円形大広間）で、1787年制定の合衆国憲法の原本をながめる来館者。合衆国憲法は、裁判所の解釈に基づき、今も米国の人々の生活を支配している。

1776年、自由と民主主義の試みとして始まった米国の統治制度は、弾力性と適応性の極めて目立つ制度であることが実証されてきた。

米国は民主主義の国家として分類されることが多いが、より正確に言えば、立憲連邦共和国と定義することができる。これはどのような意味だろうか。「立憲」とは、米国の政府が、国の最高法規である憲法に基づいていることを指す。憲法は、連邦政府と州政府の機構の枠組みを提供するだけでなく、政府の権限に大幅な制限を課している。「連邦」とは、中央の政府と50州の政府から成ることを意味する。「共和国」は、主権は国民が持つが、選出された代表者がその権力を行使する政体である。

米国の中政府がどう運用されているかを理解する

米国を訪れる人の目には、米国の政府は、連邦議会が法律を作り大統領がそれを執行するという、一見分かりやすいものに映るだろう。しかし、もっとつぶさに観察すると、様々な相互作用や影響を伴う、はるかに複雑な制度であることが分かる。

共和国である米国の中政府における究極の権力は国民に帰属する。この権力は、定期的に実施される選挙によって大統領、連邦議会議員、そして様々な州と地方の公職者を、有権者が選出することを通じて行使される。これらの公選職員とそのスタッフは、政策を立案し、法律を作り、政府の日々の運営を指導する。

「国民自身以外に、社会の最高権力の安全な預託先を私は知らない」

—トマス・ジェファソン、1820年

合衆国憲法の役割

合衆国憲法は、米国の統治制度の青写真である。1788年に批准されたこの憲法は、3つの独立した政府部門（立法府・行政府・司法府）とその権限、そして各部門の人事の決め方を定めている。

合衆国憲法を特徴づけている一つの要素は、3つの部門に権力を分散させる「抑制と均衡」の制度である。各部門は、他の部門に対して何らかの形で権限を行使する。例えば、最高裁判所裁判官（司法）は大統領（行政）が指名するが、この指名は上院（立法）

の承認を必要とする。同様に、議会で可決され、大統領が署名した法律を、憲法違反であるとして司法が無効にすることができます。こうした抑制と均衡は、いずれかの部門が過度の権限を行使しないように保障している。

政府は憲法で明確に付与された権限しか行使できないため、憲法は国民の権利と権限の重要な保護者である。憲法の修正第1条から修正第10条までは、まとめて「権利章典」と呼ばれる。権利章典は、言論・出版・信教の自由、理由のない搜索を免れる権利、陪審

による裁判を受ける権利を含む重要な自由を全ての米国民に保障している。

国の最高法規としての憲法は、あらゆるレベルの政府の立法権と行政権を制限している。いかなる法律も、あるいはまた法律の一部も、憲法に抵触すると裁判所がみなした場合には無効となる。こうした問題の最終決定権は、連邦最高裁判所が持っている。

憲法の修正は、上下両院の3分の2の賛成で発議され、4分の3の州議会が批准した場合に採択される。これは困難な手続きであるため、憲法が批准されて以来、現在までに修正は27回しか行われていっていない。このうち、1800年以降に行われた修正は16回にすぎない。



写真一右は、合衆国憲法原本の重なった2ページ分。左は、1789年8月24日、憲法を修正し、17の修正条項からなる権利章典を追加することを提案した下院同決議の、注釈付き印刷版。

連邦・州・地方政府の相互関係

合衆国憲法は、連邦政府の構成と権限を定めているだけでなく、州政府に関する一般的な規定も含んでいる。各州もまた、それぞれ独自の憲法を持ち、その中に、その州内の地方政府に関する規定が含まれている。地方政府には、市、郡、町、学校区、そして地域の天然資源や交通網などを管理する特別目的区(special-purpose district)などがある。

連邦政府の権限と責任は、合衆国憲法で明確に付与されているものに限定されている。憲法で定められた権限には、州間の通商の規制、国防への支出、貨幣の鋳造、移住や帰化の規制、諸外国との条約締結などが含まれる。

しかし、時の経過とともに、憲法は状況の変化に適応するような解釈や修正が行われ、それに伴い、連邦政府が行使する権限も変わってきた。連邦政府は州政府と協力し、連邦政府が補助金を出して州政府が執行・運営する形の法律や事業を創り出している。教

育、社会福祉、住宅・栄養補助、国土保全、運輸、緊急対応は、連邦資金を用い、連邦政府の指針に従って州がサービスを提供する、主要な分野である。

こうした仕組みにより、連邦政府は州に対する影響力を得ている。例えば、連邦政府は1970年代、エネルギー消費を削減するため、幹線道路の制限速度を低くしたいと考えた。そして単に法定制限速度を下げるのではなく、自発的に制限速度を低くしない州に対しては、道路事業の補助金を停止すると圧力をかけた。連邦政府の補助金を受けるには、多くの場合、州も事業資金を一部負担する必要がある。

地方政府は、その州の憲法に基づいて設置される。州政府の制定する政策が連邦法に抵触してはいけないと同様に、地方政府は、州の憲法や法令が作る法制環境に従属する。

インディアン部族の主権



2003年、コネティカット州マシャンタケットで開かれた集会で、米国東部の24のインディアン部族を前に演説するナラガンセット族の首長、マシュー・トマス。アメリカ先住民族も、他の集団と同様に、共通の政治課題を追求している。

連

邦政府の認定を受けたアメリカ・インディアンの部族は、米国内の主権集団と見なされている。主権集団としてのインディアン部族の地位一しばしば「国家の中の国家」と呼ばれる一は、条約や連邦法、裁判所の判決で保護されている。インディアン部族のメンバーは、州や地方の所得税、売上税、不動産税を免除されており、部族の領地では、州は部族の人々を取り締まる権限をほとんど持たない。インディアン部族は、部族の土地をめぐる紛争や部族メンバー間の紛争を解決するため、独自の規則制定機関と司法制度を設けている。インディアン部族の主権は重要ではあるが絶対的なものではない。インディアンは、連邦税を支払い、連邦議会で可決された法律に従わなければならない。

米国の政治制度と他の民主主義政府の類似点と相違点



2004年の大統領選挙のさい、ミシガン州ディアボーンの学校で投票するアラブ系米国人

立憲連邦共和国である米国が、独特かと言えば、そういうわけではない。むしろ、多くの「民主国家」は立憲共和国であり、米国と同様に、民主的代表制、法の支配、憲法による保護の長い歴史を持っている。

米国と他の主要な民主国家の間に見られる一つの大きな相違点は、行政政府の長の選出方法と役割である。議院内閣制では、行政政府の長は議会が選出した首相であり、通例は、多数党または多数連合のリーダーが務める。そして、首相が内閣を任命し、多くの場合、内閣は議員で構成される。首相とは別に、国家元首として君主や公選大統領（または同等の公職）が置かれる場合もある。

米国では、大統領は行政政府の長であると同

時に国家元首である。大統領は議会とは別に選出され、議会の多数党に属する場合もあれば、そうでない場合もある。大統領の内閣を構成する者は、憲法上、同時に議員を務めることができない。

米国は、何よりもまず、二大政党制であり、10以上の政党が議会に代表を送ることもある多くの議院内閣制とは、対照的である。この結果、米国では政治路線が明確で、議院内閣制のように、しばしば連立を組んで多数与党を作る必要がない。米国の二大政党制に寄与している一つの要素は、下院議員の選出に採用されている小選挙区制である。一部の議院内閣制は比例代表制を採用しているため、多くの政党に議席が配分されることになる。

もう一つの重要な相違点は、米国では、選出された議員が改選まで務める期間が定められている点である。多くの議院内閣制では、選挙は与党が突然召集したり、政府に対する不信任投票があった場合に行われたりする。一部の議院内閣制では、国家元首が議会を解散し、新たな選挙を命じることができる。

司法制度における相違点は、立法制度にお

米国の統治の仕組み



テキサス州一民事裁判で陪審員に話しかける弁護士。多くの法廷で目にする光景である。刑事訴訟と異なり、民事訴訟は不法行為に対する損害賠償を中心に行われ、金銭賠償が命じられることが多い。

ける相違点ほど顕著ではない。なぜなら、米国の法体制は、主として英国のコモンローに基づいているからである。刑事訴訟の被告人は、陪審による公開裁判を受ける権利と弁護人を依頼する権利を持つ。しかし、司法制度にも大きな相違点が一つある。それは、連邦最高裁判所が法律を憲法と判断し、無効にする権限を持つことである。こうした権限が付与されている例は、他国の司法制度ではほとんど見られない。

最後に、米国政府の歳出入は、国内総生産(GDP)比で見た場合、他の大半の先進国と比較して、はるかに少ない。この違いは、主

に、社会福祉と社会給付（医療保険や老齢年金など）に由来する。他の一部の諸国では、政府がこの費用を負担しているのに対し、米国では、こうしたサービスの多くは民間が提供しているか、あるいは政府の負担分が少ない。したがって、政府歳出に算入されていないのである。

連邦政府



首都ワシントンにある連邦議会議事堂は、長い間、米国の代議政治を象徴する存在となってきた。上院と下院の2つの議院に分かれしており、新しい法律が効力を持つためには両院が合意する必要がある。

連邦政府は3つの別個の部門、すなわち立法府、行政府、司法府から成り、各々が明確に定められた憲法上の権限と責任を有している。

立法府

連邦政府の立法府は、2つの議院から成る連邦議会である。連邦上院と連邦下院である。法案は、両院を通過しなければならない。その後で大統領に送付され、その署名により成立する。

法案が法律になるまで

毎年、何千件もの法案が連邦議会に提出されるが、成立するのは数百件に過ぎない。法案が起草され、最終的に大統領の署名により

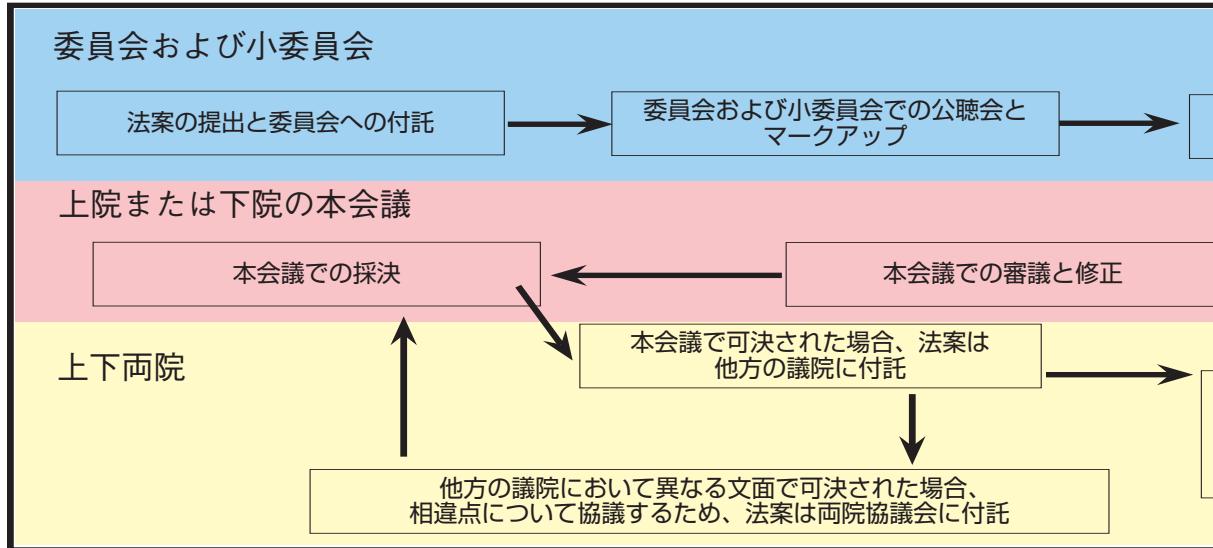
法律となるまでの大まかな流れを以下に示す。

1. 法案が作成される。上院議員または下院議員が法案を起草する場合もあれば、業界団体や一般市民が法案の作成を要請し、その起草を手伝う場合もある。ただし、実際に法案を提出できるのは上院議員または下院議員のみである。法案を書き上げると、その起草者は、自分の主張に重みを加えるため、共同提出者となる議員を集める。

2. 法案が上下両院、あるいはそのどちらかに提出される。法案には番号がつけられ、法案の名前と提出者が連邦議会議事録に記載される。

3. 上院および下院のパーラメンタリアン（議会運営手続きの専門員）が、法案を、適切な権限を有する委員会に付託する。その委員会の委員長は、最もふさわしい小委員会に

立法手続き



法案を付託する。特筆すべき点は、付託された法案をどう審議するかに関して、委員長と小委員長が大きな権限を持つことである。この2人は、法案に反対であれば、何もしないことが可能である。

4. 小委員会は法案に関する公聴会を開催し、公共部門や民間の証人に証言させることができる。証人は、行政府職員、専門家、業界団体・労働組合・学界・公益団体・経済界の関係当事者などである。個人が証言を行ったり、意見書を提出したり、利益団体に意見を代弁させたりして、自らの見解を明らかにする場合もある。

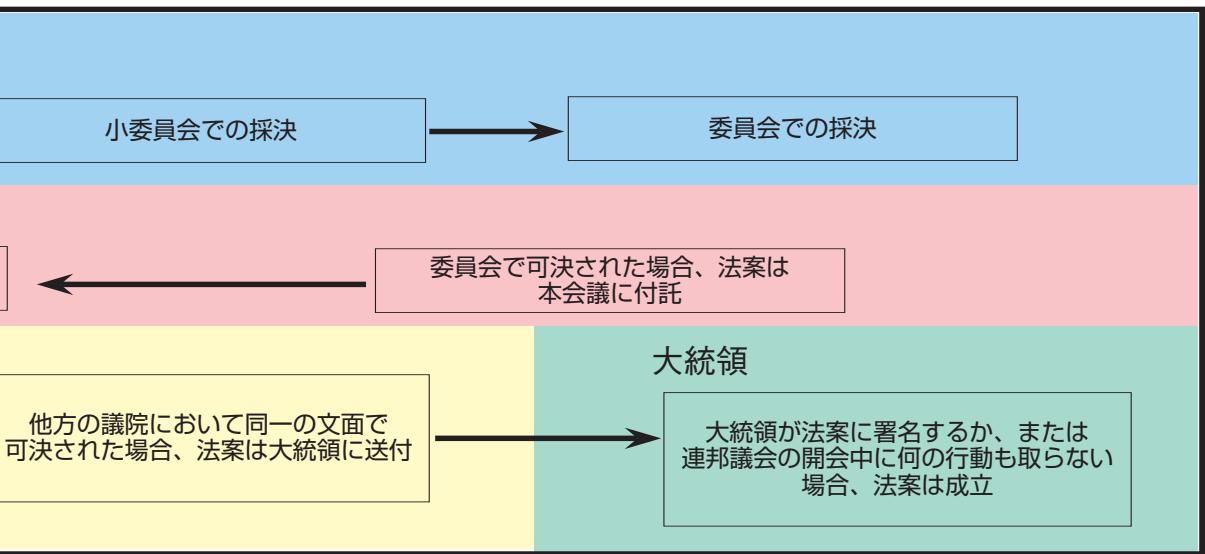
5. 公聴会が終了すると、小委員会は会議を開いて法案の「マークアップ（仕上げ）」を行う。マークアップとは、作成された法案に対する修正を提案・検討する作業である。マークアップに続いて、本委員会に賛成の報告を行うべきか否かについての採決を行う。賛成の報告が行われない場合、法案は廃案となる。

6. 委員会では、小委員会と同じ手続き（公聴会、マークアップ、採決）のうちの一部、または全てが行われることもある。委員会が法案に賛成した場合には、下院本会議または上院本会議（いずれか審議を行う方）に法案を報告することが決定される。

7. 法案が下院本会議または上院本会議まで進むと、下院または上院の全議員で審議する。この段階で、法案は①さらに修正される②委員会へ再び付託される③あるいは採決が行われるーの3つのケースがある。

8. 下院または上院で可決されると、法案は他方の議院に付託される。下院で可決された法案は、下院の小委員会や委員会での審査を行わずに、直接、上院の議事日程表に掲載される場合もある。しかし通常は、両院とも、小委員会と委員会が公聴会を開催し、法案を修正する機会がある。関連する法案や同じような法案については、下院と上院での審議が、しばしば同時に行われる。

9. 同一の文面で下院と上院を通過した場



合、法案は大統領に送付される。下院と上院で法案の文面に相違がある場合には、これを解消するため、上院議長と下院議長によって両院協議会が任命される。協議会で合意に達することができなければ、法案は廃案となる。合意に達した場合は、法案は両院に差し戻される。両院は、法案にそれ以上の修正を加えず、そのまま採決しなければならない。

両院協議会で合意した法案が両院で可決された場合には、署名を得るために大統領に送付される。大統領には4つの選択肢がある。
①法案に署名して法律にする②連邦議会の開会中に何の行動も取らない。この場合、10日が経過するとその法案は法律となる③連邦議会が休会中に何の行動も取らない。この場合、法案は廃案となる④法案に拒否権を行使する。

大統領が法案を拒否した場合、連邦議会は大統領の拒否権を覆すことを試みることがで

きる。拒否権を覆すには、上下両院で3分の2以上の賛成が必要となる。いずれかの議院で3分の2の賛成が得られなければ法案は廃案となり、両院とも3分の2に届けば法案は成立する。

法律制定に加え、連邦議会の最も重要な活動の一つとなっているのが、行政府の監視である。連邦議会は、行政府に法律を誠実に履行させるため、行政府の業務や活動を調査するための公聴会を開催することができる。



1989年1月、連邦議会議事堂の下院会議場で就任宣誓を行う下院議員たち

上院（Senate）

- ・「Upper Chamber（上位の議院）」と見なされ、下院よりも審議機能が高いと考えられている。
- ・100人（各州から2人）の上院議員で構成される。
- ・上院議員の任期は6年で、務める任期の数に制限はない。
- ・選出の便宜のため、上院議員は3つのグループに分けられ、1つのグループが2年ごとに改選される。この仕組みにより、経験のある現職議員が常に確保されるようになっている。
- ・上院議員に欠員が生じた場合には、通常、欠員の出た州の知事の任命によって補充される。
- ・副大統領が上院議長を務め、可否同数の場合のみ投票を投じる。*脚注
- ・下院と同じ広範な立法権を有するが、上院のみに付与されている権限もある。すなわち、
- ・連邦最高裁判所と連邦下級裁判所、行政政府の主要な役職の大統領による指名人事は、被指名者の就任に先立って上院が承認を与えるなければならない。
- ・上院は、大統領が取り決めた国際条約を可決または否決する。
- ・大統領または連邦最高裁判所裁判官が弾劾

訴追された場合には、上院本会議が弾劾裁判を行い、陪審として機能する。

下院（House of Representatives）

- ・「House of the People（人民の議院）」と見なされる。
 - ・435人の下院議員で構成され、議席数は人口に応じて各州に割り振られる。5つの準州と属領、すなわちコロンビア特別区（首都）、米領サモア、グアム、プエルトリコ、米領バージン諸島からも、投票権のない代表者が選出される。
 - ・下院議員の任期は全員2年で、任期の数に制限はなく、全員が同時期に選出される。
 - ・各議員は、下院選挙区と呼ばれる州内の特定区域から、1人ずつ議員が選出される。
 - ・下院議員に欠員が生じた場合には、補欠選挙または総選挙によってのみ補充される。
 - ・下院議員は下院議長を選出する。下院議長は下院の統括者であり、実際には多数党に所属する。
- 上院と共有することなく下院だけに付与されている特別な権限および責任として、以下に示すものが含まれる。
- ・大統領と連邦最高裁判所裁判官に対する弾劾訴追を行う権限。
 - ・歳入の徵収に関する全ての法案は、まず下院に提出されなければならない。
 - ・いずれの大統領候補者も選挙人票の過半数を獲得しなかった場合、下院が大統領を選出する。この場合、各州の議員団はそれぞれ1票を有する。

* 実際には、可否同数となる事例はほとんどなく、副大統領が上院議長職を務めるのはごく限られた場合だけである。副大統領の不在時には、上院は、日々の議事進行を主宰する議長を上院議員の中から選出す。



2004年11月、閣議を主宰するブッシュ大統領

行政府

行政府は、連邦政府の中でも突出して大きな部門である。行政府の長は大統領で、その任期は4年である。副大統領も大統領と一緒に選出され、大統領が死亡した場合、執務不能となった場合、または弾劾裁判で有罪となり免職された場合、副大統領は大統領職を継承する順位で第一位となっている。

行政府は他の2つの施政部門と同等の権限を分かち合っているが、大統領は、政府の中で最も大きな権力をを持つ1個人である。大統領の権限および役割には、以下に示すような

ものがある。

- ・連邦最高裁判所と連邦下級裁判所の裁判官を任命する。ただし、いずれも上院の承認を必要とする。
- ・各省の長官とその他の政府機関の長から成る内閣を任命する。ただし、上院の承認を必要とする。
- ・軍の最高司令官としての役割を果たす。
- ・名目上の国家元首としての役割を果たす。
- ・国際条約およびインディアン部族との条約を締結する。ただし、いずれも上院の承

米国の統治の仕組み

- 認を必要とする。
- ・連邦議会で可決された法案に対して拒否権を行使する。
- ・(弾劾の場合を除き) 連邦犯罪に対する恩赦および刑の執行猶予を与える。

上記の憲法上の権限以外にも、実質的に大統領は、非公式の権限や憲法で明確に規定されていない権限を持つ。まず何よりも、大統領は大統領令を発することができる。これは法的拘束力を持つ命令であり、一般に、以下のような目的で行使される。

- ・大統領の政治課題を推進・実行するためには、新たなプログラムや職責、委員会を設立する。
- ・連邦議会で可決された法律の施行方法に影響を及ぼす政策を立案する。
- ・連邦政府職員の休日を宣言する。

大統領令は、大統領が政策目標を達成するための強力な道具となり得るもので、この権限は連邦最高裁判所によって支持されてきた。個々の大統領令は、連邦議会での法律制定によって覆したり修正したりできるが、法案が議会を通過しても、大統領が署名しなければ発効しない。ただし、大統領の拒否権が議会で覆された場合は例外である。また、大統領令が憲法に違反するか、または現行法に抵触すると考えられる場合には、法廷で異議を申し立てることができる。

最後に、大統領は自らの所属する政党の党首を務め、大統領の地位と注目度を利用して、一般国民や党員に対して政治的見解を明確にしたり、政治的目標を推進したりできる。

行政府の省庁

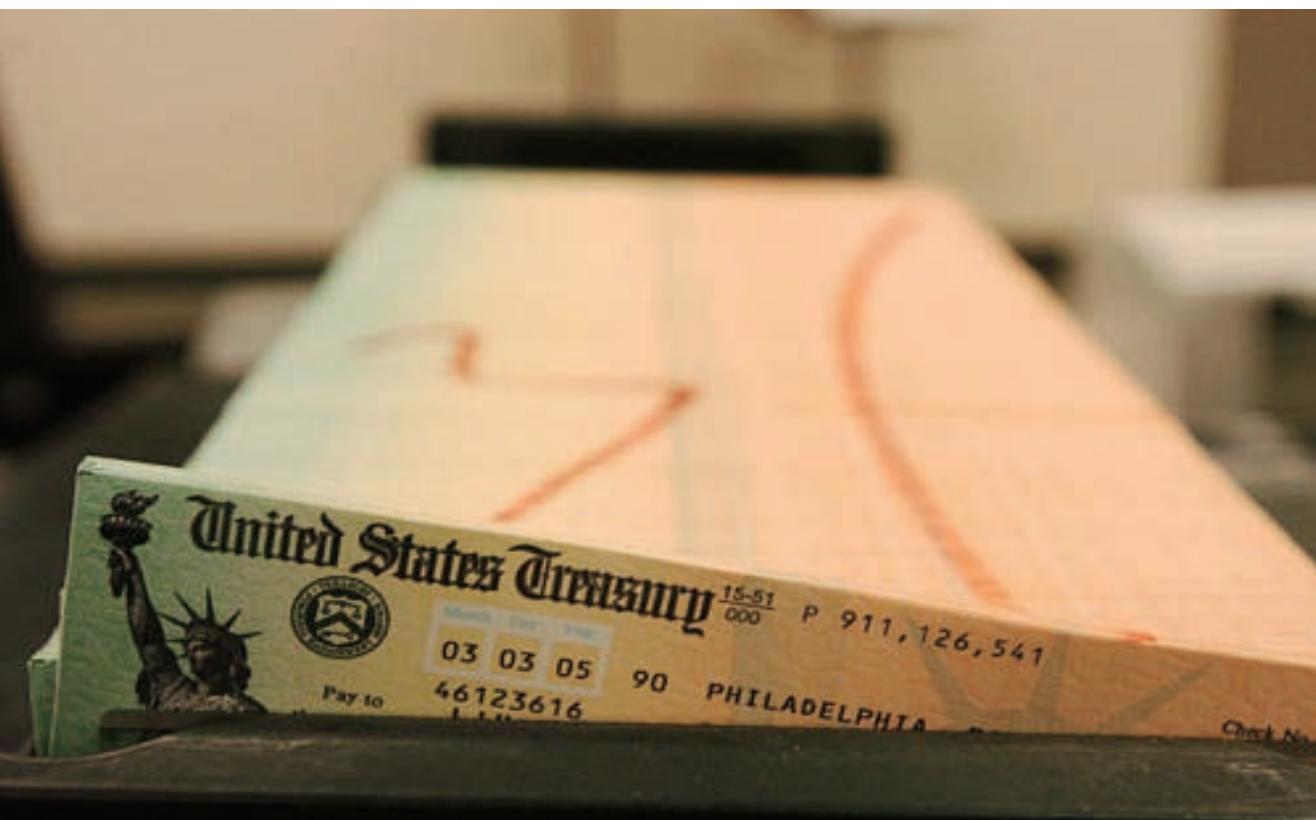
大統領と副大統領の下には 15 の省とその他多数の機関が置かれ、我々が毎日目にしている「政府」を構成している。これらの機関は、法律の管理・執行や種々の行政サービスの提供を担っている。その機能は広範にわたっており、全ての米国民の生活に影響を及ぼしている。

15 の省は以下に示すとおりである。

- ・農務省 (USDA)
- ・商務省 (DOC)
- ・国防総省 (DOD)
- ・教育省 (ED)
- ・エネルギー省 (DOE)
- ・保健福祉省 (HHS)
- ・国土安全保障省 (DHS)
- ・住宅都市開発省 (HUD)
- ・内務省 (DOI)
- ・司法省 (DOJ)



連邦政府諸機関は、事業を立案すると同時に情報収集を行なう。このエネルギー省の科学者は、航空機を利用してニューイングランドの大気汚染に関する情報を収集している。



「ソーシャル・セキュリティー（社会保障）」として知られる老齢年金は、連邦政府によって数百万人に支給されている。上は、ペンシルバニア州フィラデルフィアの財務省財務管理施設で印刷が終わり、郵送されるのを待つ小切手

- 労働省（DOL）
- 国務省（DOS）
- 運輸省（DOT）
- 財務省
- 復員軍人省（VA）

各省を率いる長官は、大統領によって任命されるが、上院の承認を必要とする。各省の長官は法律により大統領内閣を組織する。大統領内閣は、自らの責務に関連するあらゆる問題について大統領に助言する一団である。

大統領は、行政府のその他の最高幹部にも閣僚レベルの地位を付与することができる。通常、この中には副大統領、大統領首席補佐官、

行政管理予算局長、通商代表が含まれる。そのほか、現在または近年、閣僚レベルとされている役職に、環境保護局長官、中央情報局長官、国家安全保障担当大統領補佐官がある。

各省に加えて、多数の独立した局や委員会などが行政府を構成しており、中には非常に大きな機関もある。例として、米国郵政公社、環境保護局、航空宇宙局（NASA）などが挙げられる。

規制機関は特に大きな影響力を持っている。規制機関は、経済の特定の側面を管理する規則を策定・施行する権限を議会から付与

米国の統治の仕組み

されており、専門的で複雑な問題を扱うことが多い。主な規制機関を以下に示す。

- ・証券取引委員会（SEC）
- ・連邦取引委員会（FTC）
- ・原子力規制委員会（NRC）
- ・（保健福祉省の）食品医薬品局（FDA）
- ・連邦通信委員会（FCC）
- ・環境保護局（EPA）
- ・雇用機会均等委員会（EEOC）
- ・（労働省の）職業安全衛生管理局（OSHA）

独立機関の中でも最も独立性が高いのは、米国の中中央銀行に相当し、「Fed (Federal Reserve Board)」とも呼ばれる連邦準備制度である。連邦準備制度理事会は、米国の金融政策の策定、金利の設定、通貨供給量の決定を担っている。連邦準備制度の決定は、米国の経済、金利、インフレ、雇用創出、国際貿易に広範な影響を及ぼす。事実、多くの人々が、連邦準備制度理事会議長を、大統領に次ぐ権力者と考えている。

上記の機関は、その他の規制機関とともに、ほぼ全ての企業や消費者に影響を与える規則を制定している。委員会の委員と各機関の長官の任命は大統領が行い、上院の承認を必要とする。規制機関が策定する規則は法的拘束力を持つが、規則に対して法廷で異議を申し立てることや、規則を議会で覆すことが可能である。

大統領職の継承順位

國

土安全保障省は最も新しく設立された閣僚級の省である。省の設立日は重要な意味を持つ。なぜなら、大統領が死亡したり執務不能となったりした場合には、大統領職は副大統領に継承され、副大統領が大統領職を務めることができない場合には、以下の順位で継承されるからである。

- ・下院議長
- ・上院議長代行
- ・省の長官—通常は、国務長官を第一位とし、以下、省の設立順に継承される。



米国の最上級の裁判所を擁する首都ワシントンの連邦最高裁判所の建物。連邦最高裁の9人の裁判官は、米国の方的問題や憲法問題を解釈する重要な役割を果たす。

司法府

司法府は、連邦法に異議を申し立てる訴訟や連邦法の解釈を必要とする訴訟の判決を下し、被告人が連邦法違反の罪に問われている刑事件を審理する。また、連邦裁判所は、州法の憲法上の根拠が問われる場合の上訴管轄権、および2州以上がかかる訴訟、2州以上の市民がかかる訴訟、あるいは外国人がかかる訴訟に対する司法権を有する。

司法府は連邦最高裁判所と連邦下級裁判所で構成される。下級裁判所には、控訴裁判所

(巡回裁判所、上訴裁判所とも呼ばれる)、連邦地方裁判所、破産裁判所、請求裁判所などがある。連邦裁判所は、州裁判所からの民事・刑事双方の上訴事件を審理する。連邦裁判所の第一審管轄権は、特許権、商標権、連邦政府に対する請求、破産、証券、海事法、国際的請求に関する訴訟に適用される。

施政府の別個の部門として、司法府は他の2つの部門から独立しており、合衆国憲法に定められた抑制と均衡にのみ制約される。司法府の独立性は、全ての国民に公正と平等を保障する上で不可欠であると考えられている。憲法は、主に2つの方法によって、司法

米国の統治の仕組み

府の独立性を高めている。第1に、連邦裁判官は終身制であり、免職されるのは、「反逆罪、取締罪またはその他の重罪および軽罪」によって連邦議会に弾劾され、有罪の判決を受けた場合のみである。第2に、憲法は、連邦裁判官の報酬の額は「在職中に減らされることはない」と定めているため、大統領も連邦議会も連邦裁判官の報酬を削減することはできない。この2つの方法で司法府が保護されているため、大衆の感情や政治的影響力に左右されずに、独立して判決を下すことが可能になっている。

合衆国憲法の起草者たちは、司法府が政治的压力や世論による影響を受けない部門となることを想定していたが、裁判官選出の過程

は極めて政治的なものとなっている。連邦最高裁判所と連邦下級裁判所の裁判官は、大統領の指名を受け、上院の承認を得て初めて就任できる。

現在、連邦最高裁の裁判官は9人で、その数は法律で定められている。連邦下級裁判所については、その管轄権、裁判官の人数、予算を含め、連邦議会が定める。全ての連邦裁判官は、その終身職に就くため、上院の承認を得なければならない。ただし、連邦議会の閉会中は、一時的にその職に就く裁判官を大統領が任命できる。保釈金の決定、令状の発行、軽犯罪の審理などを行う連邦治安判事は、連邦地方裁判所の裁判官によって任命され、その任期は8年である。

連邦最高裁判所と公民権



1964年、テネシー州クリントンのクリントン高校で一緒に勉強する白人と黒人の生徒たち。1960年代、世論や連邦司法制度が推進力となり、人種差別の廃止に向けて様々な進展が見られた。

連邦議会が可決し、大統領が署名した法律に対して、最高裁が初めて違憲の判断を下し、その法律を無効とした。連邦最高裁は、単に法律を解釈するだけでなく、法律を無効にする権限も有しているのである。

この判決のあと、法律が違憲であるとの判断を最高裁が次に下すのは54年後になるが、20世紀半ば以降、特に公民権の分野において、最高裁はますます活発な動きを見せるようになった。一連の画期的な判断は、少数派の権利拡大や刑事訴訟における被告人の保護を推進する力となった。こうした判断の多くは、当時は大きな論議を呼んだが、現在では、不当性に対する後世まで残る勝利として称賛されている。後々まで影響を与えることとなった判例には、次のようなものがある

- 1954年、「ブラウン対教育委員会事件」で最高裁は、白人用と黒人用に学校を分離するのは不平等であるとの判断を示した。この判断は、公立学校における人種分離を廃止する大きな動きにつながった。
- 1956年、最高裁は、少数派を差別する州法を覆した、下級裁判所の判決を支持した。黒人をバスの後部座席に座らせる（この訴訟の発端となった行為）などの慣行が禁止された。
- 1967年の「ミランダ対アリゾナ事件」で最高裁は、警察に身柄を拘束された者には黙秘権と弁護人依頼権があることを告知しなければならないとの判断を示した。現在、これら被逮捕者の権利は「ミランダ権利」として知られている。

上記をはじめとする多数の重要な訴訟で最高裁は、少数派から法の下の平等な権利を奪う効力を持つ、州や地域の法律や慣行を覆した。こうした判決の重要な根拠の一つが、次のように定めた憲法修正第14条である。

「いかなる州も、合衆国市民の特権または免除を制約する法律を制定し、または実施してはならない。いかなる州も、法の適正な過程によらずに、何人からも生命、自由または財産を奪ってはならない。いかなる州も、その管轄内にある者に対し法の平等な保護を否定してはならない」

「司法は、憲法の下における我々の自由と財産の守り手である」

連邦最高裁判所長官（1930～1941年）

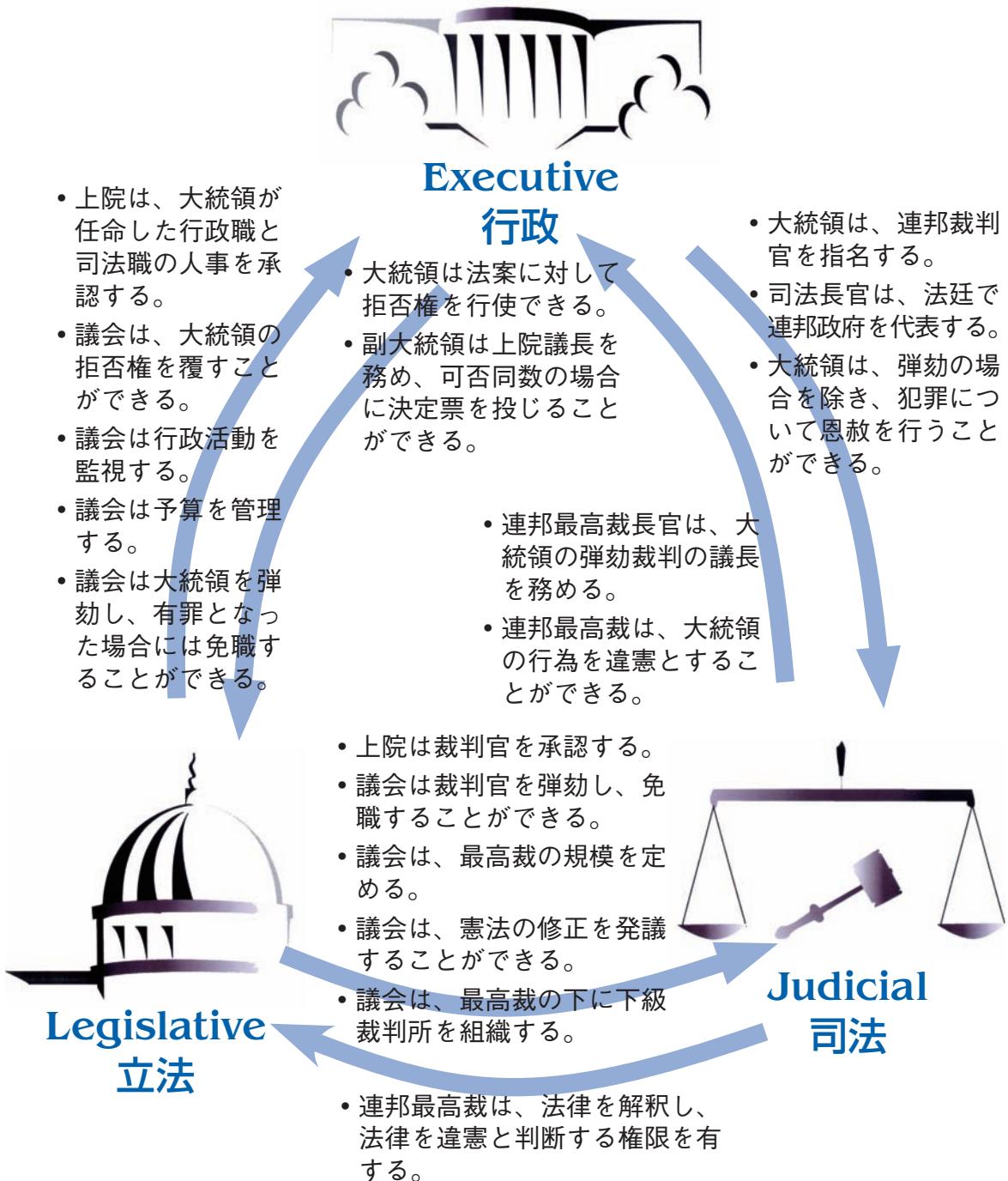
チャールズ・エヴァンズ・ヒューズ

1

964年、テネシー州クリントンのクリントン高校で一緒に勉強する白人と黒人の生徒たち。1960年代、世論や連邦司法制度が推進力となり、人種差別の廃止に向けて様々な進展が見られた。

政府における対等なパートナーとしての連邦最高裁判所の役割は、1803年の有名な訴訟「マーベリ対マディソン事件」で強固なものとなった。この訴訟では、連

抑制と均衡



州政府



カリフォルニア州サンフランシスコにある州最高裁判所の建物は、同裁判所のほか、連邦控訴裁判所を含む地域の裁判所を擁している。連邦裁判所のシステムは全米各地を網羅しており、州裁判所や州法とともに、国家の法体系を構成している。

連邦制を採用している米国では、中央の連邦政府から州・地方政府に至るまで、政府が数層に分かれている。そのうちの2層である連邦政府と州政府については、合衆国憲法の中で規定している。

合衆国憲法は連邦議会に対し、連邦への新たな州の加入を認める権限を付与している。当初の13州によって憲法が承認されて以来、米国を構成する州の数は増え、現在では50州に達している。人口や面積は州によって大きく異なる。その50州のほかに、連邦政府

直轄区のコロンビア特別区がある。コロンビア特別区は米国の首都であり、いずれの州にも属さない。この特別区の行政は市が担い、連邦議会が予算管理と行政監視を行う。

州政府は連邦政府の下部単位ではない。各州は主権を有し、憲法上、連邦政府のいかなる監督下にも置かれていない。ただし、合衆国憲法や連邦法と州の憲法や法律が矛盾する場合には、合衆国憲法や連邦法が優先する。

州政府の組織構成

合衆国憲法は、各州に共和政体を保障している。すなわち、公選された州民の代表によって政治が行われる。一般に、州政府は連邦政府と同じ組織構成から成る。つまり、各州とも、行政府の公選首長（知事）、独立した司法府、公選による立法府を持つ。

行政府

各州の行政府は、日々の行政運営の管理、サービスの提供、法律の執行を担う。行政府を率いる知事は、州全体で行われる選挙によって選出され、その任期は州により2～4年である。そのほか、任命ではなく選挙によって選ばれる幹部職として、副知事、州務長官、検事総長、会計検査官、各種の審議会や委員会のメンバーなどがある。選挙によらない職務は通常、知事が任命する。

立法府

一院制のネブラスカ州を除き、どの州も公選の二院制議会を持つ。議員は小選挙区から選出され、通常2年または4年の任期を務める。議院の名称は州によって異なる。大半の州では、上院は「Senate」だが、下院は「House of Representatives」「House of Delegates」「State Assembly」と呼ばれる。

議会の主な責務は、新しい法律の制定、州予算の承認、行政職と司法職の指名人事の承認、行政府の業務の監視などである。比較的小な州では、議員が非常勤で職務を行い、わずかな報酬しか受けない場合も多い。こうした議員たちは、1年のうち数週間または数

カ月だけ会議を開き、その後は各自の常勤職に戻る。大きい州では、議員は通年で職務を行い、正規の仕事としての報酬と手当を受け取る。

司法府

州裁判所は、連邦裁判所が扱わない問題に対する管轄権を有する。具体的には、州内の当事者間で争われる民事訴訟の大半、州法や地域法、家族法の違反が関係する刑事訴訟、州憲法に関する問題などである。

各州の最上級の裁判所は、州の最高裁判所または控訴裁判所である。通常、裁判官はかなり長い任期で選出されるが、終身制ではない。一般に、州最高裁判所は上訴管轄権（下級裁判所の決定を審査する権限）しか持たず、さらに、その決定に対する上訴は連邦最高裁判所で審理される。下級裁判所の組織構成は州によって大きく異なり、民事問題と刑事問題で裁判所を分けている州もある。また、どの州にも、何らかの形で軽犯罪や少額訴訟を扱う市町村や郡の裁判所がある。

州政府の権限と責任

連邦制の枠組みの中の主権を有する存在として、各州は独自の憲法、公選職員、政府組織を持つ。州は、法律を制定・施行し、税を課し、概して連邦政府や他の州の介入を受けずに業務を実施する権限を有する。

州政府は、州民の日常生活に影響を及ぼす多くの重要なサービスを提供するという主要な責任を担う。具体的には、以下に示すようなサービスがある。



2003年、発電用の海上風力タービンの建設案について専門家の証言を聞く、マサチューセッツ州議会のエネルギー委員会の委員たち

- 教育水準の設定と、公教育のための資金調達方法の確立
 - 交通網の整備と維持
 - 州が援助する大学の設立
 - 事業や専門職の認可や規制
 - 連邦以外の裁判所と刑事司法制度の創設および監督
 - 州全体の治安維持
 - 結婚許可証と運転免許証の発行
 - 出生証明書と死亡証明書の発行および記録
 - 公的資金による低所得者・障害者向けの健康・住宅・栄養管理の運営
 - レクリエーションや環境保全を目的とした州立公園その他の土地の管理
 - 連邦政府職員の選挙も含む、選挙の管理と認証
 - 連邦の任務に召集された場合を除く州兵の指揮
- 多くの州では、上記の責任の一部を地方政府に委譲したり、地方政府と分担したりしている。例えば、ほとんどの州で、結婚許可証は市や郡の政府が発行している。



州議会は、州レベルでは州知事室に匹敵する権限を持つ。写真は 2003 年、テキサス州上院議場でノートパソコンを使って資料を調べる同州上院議員

州憲法の役割

合衆国憲法の大まかな記述と対照的に、州憲法は、極めて詳細かつ具体的な内容を定める傾向がある。多くの州憲法は、例えば債券発行の規則を述べたり、様々な州裁判所の管轄権を定めたりなど、何ページにも及んでいる。州憲法がそこまで詳細である理由は何なのだろうか。理由の一つとして、合衆国憲法よりも修正が容易である点が挙げられる。大半の州では、州全体の投票で有権者の過半数の賛成が得られさえすれば修正できる。



2005 年の学校財政に関する税制案の最終採決にあたり、テキサス州下院の議場で賛成を示す同州議会議員。同州の議会は二院制のため、法案はこのあと州上院での審議にかけられる。

もう一つの理由は、連邦政府と対照的に、州は禁止されていない権限をほぼ自由に行使できることである。そこで、州政府の権限を効果的に規定するために、州の憲法で対象の範囲を明確に記しておく必要がある。

最後に、ほとんどの州では、均衡予算の維持が州憲法で義務づけられており、運輸その他の建設事業の資金調達のため借り入れを行うなどの例外については、州憲法で定めなければならない。

地方政府

地方政府の組織構成

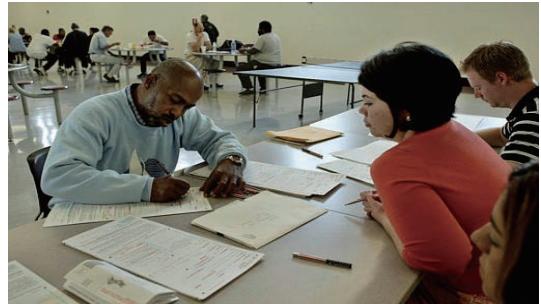
各州の憲法は地方政府の設置について定めている。どの州にも地方政府として郡（注1）と市があるが、大半の州では、それ以外にも区、学校区、保全区域、郡区、交通局などを規定している。こうした特殊な地方政府は、州憲法や州法で定められた規制・行政・課税権限を有している。

米国には50万人を超す公選職員がいるが、このうち、国レベルと州レベルの職員は8,500人にも満たない。残りは地方政府の職員、すなわち市議会議員、教育委員会の委員、市長、郡保安官、その他様々な職務を務める多数の職員である。

郡政府

郡は州内の基本的な区画で、その規模は100平方キロメートル未満から20万平方キロメートルを超えるものまで多岐にわたる。48の州で、郡は州政府の下の第一の行政組織でもある（コネティカット州とロードアイランド州では、郡は行政機能を持っていない）。

郡政府の主な役割には、記録管理（出生、死亡、土地所有権移転など）、選挙管理（有権者登録を含む）、地域や農村部の道路の建設・維持、ゾーニング（土地使用区分設定）、建築規制の執行、法の執行（特に農村部において）などがある。また、郡によっては、低所得者層を対象とした社会給付、環境規制や建築法規の監視・施行、児童福祉の監督、司



2004年、カリフォルニア州ベルの救世軍の保護施設で、ホームレスの人々を有権者リストに登録するボランティア。郡や市町村の政府は、時には市民の手を借りながら、日常生活に密着した様々な役割を果たしている。

法機能などの責任を州と分担している。一部の州では、郡は公立学校区の地理的単位となっているが、学校は通常、別個の行政組織を持っている。

郡は公選職員によって運営される。通常は、管理委員会（board of supervisors）や郡委員会（county commission）が政策を定め、多くの場合、行政機能も果たす。郡のその他の公選職には、保安官、裁判官、治安判事、検視官、会計検査官、査定官（assessor）、検察官などがある。これらの公選職員のほかに、多くの郡が、郡政府の業務全体を管理するために雇用された専門の行政官を置いている。

（注1）郡に相当する行政区画は、ルイジアナ州では「parish」、アラスカ州では「borough」、その他の州では「county」と呼ばれる。

市町村政府

郡内にあるか、あるいは郡から独立した自治体法人である市町村は、独自の統治権限や課税権限を有している。その規模は、住民が100人にも満たない小さな町から、複数の郡にまたがる大都市（ニューヨーク市など）まで様々である。

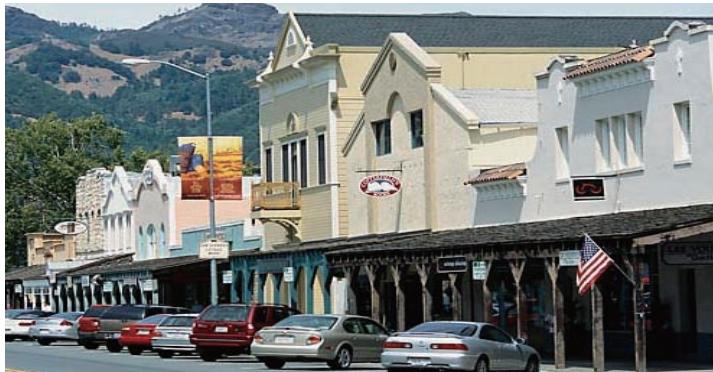
市町村政府は、治安維持、市街道路の整備、公園・レクリエーション、廃水処理、ごみ処理、ゾーニングと建築規制の執行、消防・救助活動、動物管理、公共交通機関などの基本的なサービスを担っている。比較的大きい市の場合、市の援助による住宅の提供、公立病院

町村長は、議員の場合もあればそうでない場合もあり、その市町村政府の長として日々の行政業務を監督する。市によっては、市政担当官を置く政府形態を採用しているところもあり、この場合、市の行政を司る専門の管理者を市議会が雇用する。市政担当官は市の最高行政責任者であり、公選ではないが、選挙で選ばれた市議会または市長に直属する。

特別区政府

米国国勢調査局によると、米国の政府組織全体の3分の1が、いわゆる特別区政府である。特別区政府は他の地方政府から独立して運営されており、通常は、以下に示すような特定の目的で、特定の地域に設置される。

- 水資源と天然資源の保全
- 防火
- 水道
- 緊急サービス
- 交通運輸



カリフォルニア州ナババレーののどかな町。全米各地のこうした小さな町が、町や地域社会の基本的生活を地方政府に依存している。

の運営、市や州、連邦政府の補助金による社会福祉事業の運営を行うこともある。また多くの市が、水、電力、天然ガス、電気通信などの公益事業を所有または規制している。

市と町は公選職員によって運営される。公選職員は通常、市町村長と、意思決定を行い政策を定める市町村議会の議員などである。

特別区政府の長は、公選される場合もあれば任命される場合もある。権限は特別区政府によって様々だが、その多くが大きな規制権限と課税権限を有している。特別区政府の活動の資金は一般に、管轄区域内で徴収された特別売上税や財産税、または政府サービスの利用者に課す手数料で賄われている。



スクールバスから物珍しそうに外をながめる子供たち。米国の地方政府には、様々な形態があるが、中でも学校区には、しばしば人々の最も高い関心が集まる。学校区は大きな自治権を持っており、教育政策を定めている。

公教育

12年生（注2）までの公教育は、学齢期にあるほぼ全ての住民が無料で受けることができる。公教育の実施方法と財源については、各州の憲法や公法で規定されている。ほとんどの場合、学校区には公選の教育委員会または評議員会（board of trustees）が置かれ、予算作成や政策決定、学校を運営する管理者の雇用を行っている。学校区は必ずしも他の行政区画の境界と一致しているわけではないが、特定の市や郡にサービスを提供していることが多い。大半の州では、公教育の財源は個人・企業に課される固定資産税で賄われているが、州政府が一般歳入や特定目的に充てる州営宝くじの収益から補助金を出す場合も

ある。州政府は、州の教育水準と全般的方針を定める役割を担っているが、その実施は地方の教育委員会に委ねられている。

(注2)中等学校が終了する17～18歳ごろ。

選挙とその手続き

連邦選挙は偶数年の11月に実施される。大統領、上院議員、下院議員の選挙区が重複しているのと同様に、その任期も重複している。

- ・全ての下院議員は、代表する選挙区から2年ごとに選出される。
- ・上院議員の任期は6年で、3分の1が偶数年の2年ごとに改選される。上院議員は州全体で行われる選挙で選出され、全州民を代表する。
- ・大統領と副大統領は、4年ごとに全米で行われる選挙で同時に選出される。

選挙手続きは、実際の選挙が行われるはるか以前に、立候補が表明されると同時に始まる。連邦議員選挙では、同じ政党から複数の立候補者が出了場合、本選挙に出馬する候補を決定するための予備選挙が行われる。

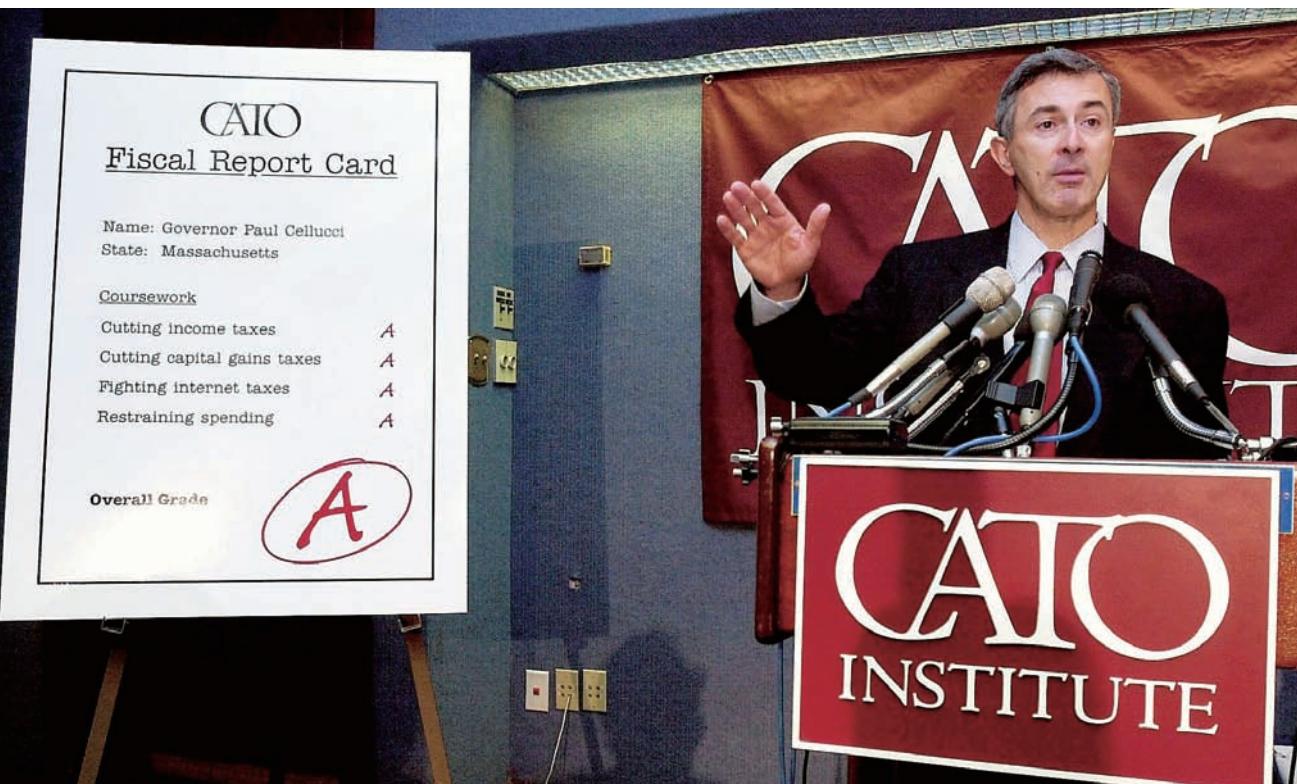
大統領選挙では、連邦議員選挙とは別の手続きで予備選挙が行われる。選挙の年の1月から、州ごとに予備選挙や党員集会が始まり、6月まで続く。これらの投票結果によって、各候補が党公認候補を指名する全国党大会で、何人の代議員を獲得するかが決まる。全

国党大会は通常7月か8月に開催され、各党の大統領指名候補として実際に選出する。

11月の本選挙では、上院議員と下院議員は相対多数制で選出される。相対多数制とは、最多票を獲得した候補者が、過半数に達していないなくても当選する制度である。大統領選挙では、各州にその州の下院議員と上院議員の総数に等しい数の選挙人が割り当てられる。コロンビア特別区は州ではないが、3人の選挙人が配分される。

1つの州の一般投票で勝った大統領候補は、通常「勝者総取り（winner-take-all）方式」で、その州に割り当てられた選挙人票を獲得する。各州の選挙結果が認証されたのち、各候補の獲得した選挙人票が集計される。いずれかの候補が選挙人票の過半数（全538票中の270票以上）を獲得すれば、その候補が勝者となる。過半数を獲得した候補がいない場合には、各州の議員団が1票を持つ方法により、下院が大統領を選出する。この場合、一般国民が直接大統領を選出するわけではないため、一般投票で相対多数を獲得した候補者が選挙に負ける可能性もある。

公共政策に影響を及ぼす民間の組織や機関



2001年、ワシントンD.C.にあるシンクタンク、ケイー研究所で会員に講演するマサチューセッツ州の当時の知事ポール・セルーチ。公共政策について研究し、論文を書く研究者の集まりであるシンクタンクは、政府に影響を及ぼすことを模索する、合衆国の数多いJ民間の団体のひとつである。

米国の統治制度は、審議を尽くし、市民にとって身近であり、多種多様な意見や利害を受け入れるように作られている。時の経過とともに、政府が進化し発展してきたのと同様に、政府に影響力を及ぼそうとする諸機関も進化と発展を遂げてきた。

メディア

米国のメディアは民間企業が牛耳っており、政府による政治的検閲は行われていない。米国には、独立した新聞・雑誌・テレビなどのメディアが、政府の政策を批判する見解、

支持する見解の双方を含む多様な見解を伝えるという、強い伝統がある。

公共政策への影響力という点で、メディアは少なくとも3つの重要な機能を果たしている。第1に、政策立案者は常に巨大なメディア産業の監視下に置かれている。公職者たちは、自分の言動が、場合によっては私生活における言動まで含め、ことごとくメディアに報じられかねないことを認識している。このため、報道してほしくない決定や行為を避けようとする。

第2に、メディアは公共政策問題について事実を報道し、独自の分析を行うことにより、一般の人々を啓発している。最後に、メディアは、出版者や放送者（およびその読者や視聴者）が他の人々に影響を与える可能性のある意見を表明する場となっている。例えば、多くの大手新聞社が、特定の候補者を支持したり、2つの政策の一方を支持する社外の寄稿を掲載したりしている。

メディアは、公職者の行動を明るみに出し、様々な問題について一般の人々を啓発し、特定の候補者や政策を意図的に支持することによって、直接的に、あるいは世論を形成することによって間接的に、政策に影響を及ぼすことができる。

特別利益団体／非政府組織(NGO)

特別利益団体は、公共政策に関する共通の利害や見解を持つ人々で構成される民間の組織で、政策論議における発言力を高める目的で資金を蓄える。米国には文字通り、何千もの特別利益団体があり、考えられるほどの利益にも、それを代表する特別利益団体が存在する。大まかな目標に向けて長年活動している利益団体もあれば、特定の政策提案に賛成あるいは反対するために、一時的に結成されるものもある。

特別利益団体の顕著な例としては、環境保護、高齢者の福利、少数派の保護、自由貿易政策を擁護する団体などがある。

公共政策研究機関

「シンクタンク」とも時々呼ばれるこうした機関は、公共政策に関連する問題について独自の調査・研究を行い、書籍や論文を出版・発表し、提言書を作成する。シンクタンクの専門家はしばしば連邦議会で証言し、シンクタンクが発表した論文は、主張の裏付けとして、他人からもしばしば引用される。

シンクタンクの中には、リベラルな政策、あるいは保守的な政策に偏向している機関もあるが、多くのシンクタンクは、公共政策に影響を及ぼす問題に関する権威ある研究機関として高く評価されている。公共政策論議に貢献してきた長い歴史を持つ著名なシンクタンクに、ブルッキングズ研究所、ヘリテージ財団、ケイトー研究所、アメリカン・エンタープライズ研究所、戦略国際問題研究所(CSIS)、企業競争研究所(CEI: Competitive Enterprise Institute)などがある。

業界団体

業界団体は特定の産業や職業の利害を代表する会員組織で、会員の懸念を立法府や行政府の政策立案者に伝える役割を果たす。同じく重要なのは、新しい政策、規則、提案について会員に報告し、自分たちに何が要求されているのかを会員に理解させる役割である。

諸機関が公共政策に影響を及ぼそうとする方法

様

々な組織や機関が、多種多様な方法で政策や世論に影響を及ぼそうとしている。

- ・政策提案が及ぼす良い影響、悪い影響を公職者とそのスタッフに理解させる。
- ・自分たちの見解を後押しするために宣伝活動や広報活動を実施する。
- ・専門家の意見を用意したり、事実やデータ、世論調査の結果を示したりして、自分たちの見解を裏付ける。
- ・議会の委員会で証言を行う証人を手配する。
- ・自分たちの見解を後押しするため、投票し、公選職員と接触し、メディアに手紙を書くよう、メンバーに促す。
- ・自分たちの見解を支持する候補者の選挙運動に献金するため、政治活動委員会を結成する。

米国の統治の仕組み



2004年、ニューヨーク市で開催された労働者集会で演説する労働組合の幹部。このグループは、カリフォルニア州でストライキを行っている食料雑貨店の労働者への支持を表明するために集まった。

労働組合

労働組合の主要な目的は、雇用者との交渉で組合員を代表することだが、労働組合は、公共政策への影響力という点でも重要な役割を果たしている。組合員を代表する労働組合の助言は、貿易、環境、職場の安全性、医療などの主要な問題が話し合われる場において、必ず考慮の対象となる。

労働組合は、組合員を動員し、選挙で票を投じさせて意見を表明できることから、強い影響力を持つ存在と見なされている。比較的少数の企業を代表することが多い業界団体と違って、労働組合は、有権者たる何千、何百万もの労働者を代表しているのである。

個人や民間企業

一般市民や企業は、政府に意見を聞いてもらう場合に、連合体や利益団体を作つて働きかけるのが一般的だが、単独で行動を取つて政府の政策に影響を及ぼすとする市民や企

業も多い。具体的には、特定の政策について公選職員に手紙を出す、地元新聞の編集者あてに投書する、政策が話し合われる公聴会その他の公的行事に参加する、などの方法がある。

各業界は政府の政策によって大きな影響を受けるため、多くの企業が、自社の利害を代表する政府関係担当部門を設置している。

こうした企業の代表者の主な役割は、提案されている法案が自社にどのような影響をもたらすかを政策立案者に伝えて教育することだが、それ以外にも次のような役割がある。

- 自社に適用される法律や政策を経営者が把握できるようにし、法律の順守を容易にする。
- 提案されている法案が及ぼす影響について、専門的かつ現実的な助言を提供することにより、議員たちがより公正な法律を作り、予期せぬ結果がもたらされる事態を減らすことができるようとする。

「自社や産業界全体の利害を、効果的かつ論理的に擁護する企業の代表者は、政府がより良い情報に基づいて決定を下す助けとなる」

プライス・ハーロー、1984年



上—2004年の共和党全国大会に向けて、ニューヨーク市のマジソン・スクエア・ガーデンの外で垂れ幕をかける運動員 下—2004年民主党大会の会場となった、ボストンのフリートセンターに掲げられた看板

州・地方政府の団体

州・地方政府は連邦政府の政策によって大きな影響を受ける可能性があるため、州、市、郡その他の政府の利害に確実に発言力を持たせるような、独自の団体を設立している。

この中には、以下に示すような団体がある。

- National Governors Association 全米知事会
- National League of Cities 全米都市連盟
- National Conference of State Legislatures 全米州議会議員連盟
- National Association of Counties 全米郡協会

- International City Managers Association 国際市行政官協会
- U.S. Conference of Mayors 全米市長会

こうした団体は、連邦政府の運輸・課税・環境・教育・社会政策について、特に強い発言力を持っている。連邦政府の政策立案者は、連邦資金を受けるものの、運営は地方が担当する住宅・栄養・健康事業などの最善の構築・実施方法について、しばしば州・地方政府に助言を求める。

政党

米国には二つの主要政党がある。民主党と共和党である。このほかの小さな政党と併せ、政党は米国の統治制度の重要な一部となっている。政党は、公職候補を募集し、政治運動のための資金集めを支援する。その他の政党活動には次のようなものがある。

- 有権者教育プログラムの実施
- 争点と世論の調査
- 政府の職員や活動に関する情報の提供

小政党もまた政権に対する組織的な抵抗を行い、政府権力に対し、一層の抑制力をきかせる。

外国政府と多国間組織

主権国家の統治権力として、合衆国政府は理論上、米国民だけに責任を負う。しかし、外国政府にも米国の政策に影響を与える方法がある。例えば条約は、批准されると米国の法律になる。外国政府は条約を取り決めることを通じて、将来の米国の法律に影響を及ぼ

米国の統治の仕組み

すことになる。

外国政府と国際機関は直接的、間接的に、このほかの方法でも米国に影響を与えることができる。その好例は、米国からの輸入品に對して、外国政府が関税を課す権限を持つ、貿易交渉である。外国政府は、米国内で強い影響力を持つ業界や州からの輸入品を、意図的に交渉の対象にすることもある。そうすれ

ば、米国側の関係当事者が、関税を回避するため、政策の変更を米政府に訴え出るだろうと考えるからだ。

外国政府は、自国の在米大使館を通じて広報活動やロビー活動を行うことができるが、連邦公職候補者の選挙運動資金を提供することは、一切禁止されている。

米国における政府の財源

様

々なレベルの政府が、広範囲にわたる税金や手数料でその運営費用をまかなっている。各レベルの政府の主な財源を以下に示す。

連邦政府

- ・個人・法人所得税
- ・社会保障制度(ソーシャル・セキュリティー)と高齢者向け医療保険制度(メディケア)のための給与税
- ・物品税
- ・遺産・贈与税
- ・関税

州政府

- ・個人所得税（43州）
- ・法人所得税
- ・州売上税（45州）
- ・物品税
- ・事業や専門職の許可や免許
- ・宝くじ
- ・連邦政府からの交付

郡、市町村、その他の地方政府

- ・固定資産税および動産税
- ・企業資産税
- ・売上税（州が認めている場合）
- ・交通違反や駐車違反などの軽犯罪に対する罰金
- ・所得税または総売上税（州が認めている場合）
- ・種々の許可・免許・手数料

用語集

Appellate (Court) 上訴裁判所—下級裁判所からの上訴事件を審理する裁判所。第一審管轄権（訴訟事件の審判を最初に行う権限）と上訴管轄権の両方を有する裁判所もある。

Bill 法案—下院または上院に提出された法律の草案。

Bill of Rights 権利章典—合衆国憲法の修正第1条から修正第10条までに付けられた名称。特に個人の権利を保護する規定であることから、このように呼ばれる。

Cabinet 大統領内閣（顧問団）—大統領の助言者たち。副大統領と、法律により15人の省の長官で組織される。大統領または連邦議会が、それ以外の幹部職員に閣僚レベルの地位を付与することもできる。

Caucus 党員集会—大統領選挙の手続きの場合だと、党公認候補を指名する州および全国の党大会に送る代議員を選出するために一部の州が採用している制度を指す。地域の党員が集まって候補や争点について話し合い、投票を行う。ただし、連邦議会の場合だと、「caucus」は同じ政党または特別利益団体のメンバーの会合のことになる。

Chamber 議院—立法機関。連邦議会は、上院と下院の二つの議院で構成される。「chamber」は、各議院が公務を行うために顔をそろえる議場も意味する。

Checks and balances 抑制と均衡—合衆国憲法で定められている、行政府・立法府・司法府の三つの部門に政治権力を分割させる制度。各部門は、他の部門に対して何らかの形で権限行使し、それにより、多くの個人や機構の間に権力の均衡を保つ。

Conference Committee 両院協議会—似たような法案が上院と下院で異なる文面で可決さ

れた場合に、相違点を解消するために、下院議員と上院議員が開く会議。法案が大統領に送付されるには、両院で同一の法案が可決されなければならない。

Confirmation 承認—大統領による行政府職員や連邦裁判官の指名人事に対して、上院が同意を与える行為。

Congressional Record 連邦議会議事録—連邦議会の議事進行の公式な記録。

Constitution 憲法—政府の権限および責任と国民の権利を定めた、国家の基本的な最高法規。米国の憲法は成文憲法だが、不文憲法の国もある。

Department 省—議院内閣制の「ministry(省)」に相当する連邦政府の最高行政機関。省は法律により設立され、各省の長は長官(Secretary)と呼ばれる。ただし、司法省の長官は「Attorney General」と呼ばれる。

Electoral College 選挙人団—大統領選挙のさい、実際に投票して大統領を選出する選挙人の一団。ある大統領候補に有権者が投票するとき、その有権者は実際には州の選挙人に對して票を投じており、その後、選出された選挙人が大統領候補に投票する。

Excise Tax 物品税—特定の商品の生産・販売に対する課税。米国では、物品税は一般に、連邦・州・地方レベルで酒やたばこなどの商品に課される。

Markup 仕上げ—連邦議会の委員会や小委員会において、法案をセクションごとに検討・審議し、改正と修正の両方、ないしどちらかを行う作業。

Parliamentarian 議事運営専門家—連邦議会で、下院または上院の規則や手続きに精通し、適切な委員会への法案付託など幹部議員によ

米国の統治の仕組み

る議会手続きを補佐する職員。

Primary 予備選挙一本選挙の党公認候補を決定するために、同じ政党の候補者間で争われる選挙。

Proportional representation 比例代表制一選挙制度の一つで、得票数に応じて各政党の議席数が配分される方式。

Republic 共和国一主権が国民にあり、国民の選出した代表者が政策を策定し法律を施行する統治制度（を採用する国）。

Single-member district 小選挙区一議員一人を選出する選挙区。過半数または相対多数を獲得した議員が、議会でその選挙区を代表す

る。

Veto 拒否権一議会で可決された法案を大統領が拒否し、それによって法案の成立を阻止する行為。上下両院で3分の2以上の賛成により再可決すれば、連邦議会は拒否権を覆すことができる。

その他の情報源

連邦政府

ホワイトハウス

<http://www.whitehouse.gov>

「Your Government」をクリックすると、連邦政府の組織構成の概略と、行政府の省やその他機関のウェブサイト、他の政府部門へのリンクが得られる。

America.gov

<http://www.america.gov>

Thomas

<http://thomas.loc.gov/>

Thomas（トマス）は米国議会図書館のサービスで、議会情報の公式な情報源である。議会の議事日程、投票記録、法律（法案と可決された法律の両方）などの有益な議会情報にリンクしている。

FirstGov.gov

<http://www.firstgov.gov>

FirstGov は、政府の給付金やサービス、政府情報などの情報を提供する米国政府の公式ポータルサイトである。州・地方・部族政府のウェブサイトにもリンクしている。

州・地方政府

全米州議会議員連盟（NCSL）

<http://www.ncsl.org/>

州議会の仕組みや活動に関する最新情報を提供している。「Legislatures」の中の「Websites」をクリックすると、各州の議会のウェブサイト、憲法、法律へのリンクが得られる。

全米郡協会（NACo）

<http://www.naco.org/>

郡政府の組織構成と責任に関する一般情報が得られる。各郡の人口・経済統計を収録した広範なデータベースも提供している。

公共政策研究機関

民間の「シンクタンク」は、しばしば公共政策領域における新しいアイデアや革新の生みの親となっている。シンクタンクの研究者は、独自の研究を行い、公共政策が持つ哲学的、経済的、社会的、文化的、政治的な意味合いを検討する。様々な政治的傾向を代表する有力なシンクタンクのウェブサイトを以下に示す。

ブルッキングズ研究所

<http://www.brookings.org>

ヘリテージ財団

<http://www.heritage.org>

アメリカン・エンタープライズ研究所

<http://www.aei.org>

ケイトー研究所

<http://www.cato.org>

アーバン・インスティテュート

<http://www.urbaninstitute.org>

C-SPAN

<http://www.c-span.org/>

ケーブルテレビ局の C-SPAN は、下院や上院の審議と、その他の場での公共政策に関する討論や審議を、生中継している。C-SPAN のウェブサイトでは、政治、公共政策、行政措置に関する、過去または最新のニュースや情報を提供している。

米国大使館／アメリカンセンター レファレンス資料室

札幌アメリカンセンター・レファレンス資料室

〒064-0821 札幌市中央区北1条西28丁目 米国総領事館内

Tel: 011-641-3444

Fax: 011-641-0911

<http://japan.usembassy.gov/j/irc/ircj-sapporo.html>

米国大使館レファレンス資料室

〒107-8420 東京都港区赤坂1-10-5

Tel: 03-3224-5292 (レファレンスサービス)

Tel: 03-3224-5293 (来館予約)

Fax: 03-3505-4769

<http://japan.usembassy.gov/j/irc/ircj-tokyo.html>

名古屋アメリカンセンター・レファレンス資料室

〒450-0001 名古屋市中村区那古野1-47-1

名古屋国際センタービル6階

Tel: 052-581-8641

Fax: 052-561-7215

<http://japan.usembassy.gov/j/irc/ircj-nagoya.html>

関西アメリカンセンター・レファレンス資料室

〒530-8543 大阪市北区西天満2-11-5 米国総領事館ビル6階

Tel: 06-6315-5970

Fax: 06-6315-5980

<http://japan.usembassy.gov/j/irc/ircj-kansai.html>

福岡アメリカン・センター・レファレンス資料室

〒810-0001 福岡市中央区天神2-2-67

Tel: 092-733-0246

Fax: 092-716-6152

<http://japan.usembassy.gov/j/irc/ircj-fukuoka.html>